

写

令和 7 年 7 月 15 日

長野地方最低賃金審議会

会長 山本 恭子 殿

長野地方最低賃金審議会

運営問題小委員会

委員長 山本 恭子

長野地方最低賃金審議会の運営について（報告）

令和 7 年 7 月 15 日開催の当委員会において、令和 7 年度における標記について検討した結果を、下記のとおり報告します。

記

1 長野県最低賃金について

- （１）発効は、10 月 1 日を目途に審議する。
- （２）関係労使からの意見聴取は、意見陳述により行う。
- （３）結審は、審議会令第 6 条第 5 項を適用しない。

2 特定（産業別）最低賃金について

- （１）発効は、年内を原則とし、法定発効ないし指定日発効とする。
- （２）第 1 回の専門部会は全業種の合同部会とする。
- （３）各専門部会は、3 回を目途で結審とする。
- （４）結審は、全会一致に限り審議会令第 6 条第 5 項を適用する。